

志摩市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス事業所指定基準(介護事業所等)

訪問型サービスの人員等基準

		現行の介護予防訪問介護相当 のサービス	訪問型サービス A
管理者		常勤専従 1 人以上	専従 1 人以上
		※事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、 または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事可能	
従事者	資格	介護福祉士、 介護職員初任者研修等修了者 (以降、訪問介護員等)	●身体介護を伴う場合 →訪問介護員等 ●家事援助のみの場合 →訪問介護員等または 一定の研修受講者
	人員	訪問介護員等 常勤換算で2. 5 人以上	上記資格者 1 人以上必要数
サービス 提供責任者 または 訪問事業 責任者	資格	・ 介護福祉士 ・ 実務研修修了者、 ・ 3 年以上介護等の業務に 従事した介護職員初任者 研修修了者	従事者と同じ
	人員	常勤の訪問介護員のうち、 利用者 4 0 人に 1 以上	従事者のうち 1 人以上必要数

志摩市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス事業所指定基準(介護事業所等)

訪問型サービスの設備、運営等基準

	現行の介護予防訪問介護相当 のサービス	訪問型サービス A
設備	●事業運営に必要な専用の区画 ●必要な設備・備品	
運営	現行の介護予防訪問介護と同様 モニタリングは 1 か月に 1 回	現行の介護予防訪問介護と概ね同様 ●必要に応じ、個別サービス計画の作成 ●従事者の清潔保持・健康状態の管理 ●従事者又は従事者であった者の秘密保持 ●事故発生時の対応 ●廃止・休止の届出と便宜の提供 モニタリングは 3 ヶ月に 1 回
記録の整備	利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から <u>5 年間保存</u> すること	
備考	訪問型サービス A と訪問介護及び介護予防訪問介護並びに現行の介護予防訪問介護相当のサービス（以下「訪問介護等」という。）の一部または全部と一体的に実施する場合の人員・設備の基準については訪問介護等と訪問型サービス A の利用者をすべて合わせた利用者数で訪問介護等の基準要件を満たしていることで訪問型サービス A 基準要件を満たしているものとする。	